

第 37 回香川県新型コロナウイルス対策本部会議
持ち回り（書面）開催 議事概要

日付 令和 3 年 2 月 3 日（水）

議題 1. 国の緊急事態宣言について

[結果]

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、令和 3 年 1 月 7 日に、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言がなされたが、緊急事態宣言を実施すべき期間を延長するとともに区域を変更することとし、令和 3 年 2 月 8 日から適用することとなった。

(1) 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 3 年 1 月 8 日（岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県については、同月 14 日）から 3 月 7 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

(2) 緊急事態措置を実施すべき区域

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域とする。

議題 2. 今後における本県の対応について

[結果]

別紙「国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応について」のとおり、対象期間を 3 月 7 日までとする。

議題 3. G o T o 事業の方針を踏まえた本県の対応について

[結果]

○G o T o トラベルの方針を踏まえた本県の対応について

国の「G o T o トラベル事業」については、昨日（2 月 2 日）、政府から、全国一時停止の延長が発表されたが、本県の宿泊助成事業「うどん県泊まってかがわ割」については、当面の間、事業の一時停止を継続しているところであり、事業再開の時期や内容等については、今後の感染状況などを踏まえて判断することとしており、決定次第、お知らせする。

○G o T o E a t キャンペーンに係る本県の対応について

G o T o E a t キャンペーンにおける、販売済みの食事券等の利用自粛の呼びかけ期間について、令和3年1月19日から2月7日までとしていたが、緊急事態宣言が令和3年3月7日まで延長されたことを踏まえた、農林水産省からの期間延長の要請に同意し、販売済みの食事券や付与されているオンライン予約ポイントの利用自粛の呼びかけ（※登録飲食店が実施するテイクアウト、デリバリーでの利用は除く）期間を、令和3年3月7日まで延長する。

議題4. その他

[結果]

県内の学校において、連日、児童生徒や教職員等に新型コロナウイルスの感染が判明していることや、今回の高松市立小学校における集団感染の発生等を受けて、各県立学校に対して感染症対策の徹底に関する文書を発出するとともに、市町教育委員会に参考送付した。

当該事項は、書面審議により、原案どおり了承された。